

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日は、休む
日とする
が、翌日
の翌日)

目 次

◆選管告示

鳥取県議会議員一般選挙の実施

鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任

鳥取県議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所等

鳥取県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示

鳥取県議会議員一般選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県知事選挙及びこれと同時にを行う鳥取県議会議員一般選挙における投票及び開票の順序

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◆鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆選挙告示

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◆鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県議会議員一般選挙

鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成十年法律第六十七号）第一条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を

平成十一年四月十一日に行うので、同法第二条の規定により告示する。
 なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

選 挙 区	選 挙 す べ き 議 員 の 数
鳥 取 市	九 人
米 子 市	八 人
倉 吉 市	三 人
境 港 市	二 人
岩 美 郡	二 人
八 頭 郡	三 人
気 高 郡	二 人
東 伯 郡	四 人
西 伯 郡	三 人
日 野 郡	二 人

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

選挙区	住 所	氏 名	住 所	氏 名
鳥取市	鳥取市松並町二丁目二七〇一五	高田 富夫	鳥取市下段四七六	岸本 正幸
米子市	米子市葭津一四一	松本 純	米子市博労町二丁目一五一一二	田中 俊長
倉吉市	倉吉市上井町一丁目六一一四	八田 博正	倉吉市山根二四三	村尾 勲
境港市	境港市竹内町八三六	岡崎 好孝	境港市高松町二二四	武良 幹夫
岩美郡	八頭郡八東町大字才代三三六	中村 碩男	鳥取市浜坂二丁目七一二四	吉留 功
八頭郡	鳥取市上町二二五	細川 哲	岩美郡岩美町大字荒金二〇九	加納 俊生
気高郡	鳥取市本町五丁目一〇四	上嶋 修一	八頭郡那家町大字宮谷二六四一	新藤 一則
東伯郡	鳥取市浜坂二丁目一七	田賀 紀之	倉吉市鍛冶町二丁目二八九六	黒川 邦彦
西伯郡	米子市博労町三丁目一五八	森田 哲彦	米子市河崎一七四四一八	大西 汎
日野郡	西伯郡淀江町大字淀江六〇一	須山 修次	西伯郡淀江町大字西原六二五一一六	森山 繁美

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、次の場所に
 おいてその事務を行う。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 平成十一年四月二日

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市掛出町二二	鳥取市民会館
米子市	米子市東町一六一―二	米子市総合研修センター
倉吉市	倉吉市葵町七三二	倉吉市役所
境港市	境港市上道町三〇〇〇	境港市民会館
岩美郡	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取県庁
八頭郡	〃	〃
気高郡	〃	〃
東伯郡	倉吉市東巖城町二	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市桃町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所
日野郡	〃	〃

二 平成十一年四月三日以降

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市上魚町三九	鳥取市役所第二庁舎
米子市	米子市加茂町一丁目一	米子市役所
倉吉市	倉吉市葵町七三二	倉吉市役所
境港市	境港市上道町三四二六	境港市役所
岩美郡	鳥取市西町一丁目四〇一	鳥取県庁西町分庁舎
八頭郡	〃	〃
気高郡	〃	〃
東伯郡	倉吉市東巖城町二	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市桃町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所
日野郡	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

平成十一年執行

鳥取県議会議員一般選挙投票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

こうほしやしめい
候補者氏名

○ 注 意

- 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

- 備 考
- 1 用紙は黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
 - 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

選挙区	場 所	日 時
鳥取市	鳥取市尚徳町一六 鳥取市役所	平成十一年四月十四日 午後一時
米子市	米子市加茂町一丁目 米子市役所	〃
倉吉市	倉吉市葵町七三二 倉吉市役所	〃
境港市	境港市上道町三〇〇 境港市民会館	〃
岩美郡	鳥取市西町一丁目四〇一 鳥取県庁西町分庁舎	〃

八頭郡 〃 平成十一年四月十四日 午後一時三十分

気高郡 〃 平成十一年四月十四日 午後二時

東伯郡 倉吉市東麻城町二 鳥取県中部総合事務所 平成十一年四月十四日 午後二時

西伯郡 米子市柁町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所 〃

日野郡 〃 平成十一年四月十四日 午後一時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において鳥取市選挙区、米子市選挙区、倉吉市選挙区及び境港市選挙区については、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第二項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に關して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第九十六条の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

選挙区	候補者一人につき支出することができる金額
鳥取市	四、九四一、二〇〇 円
米子市	五、〇一五、九〇〇 円
倉吉市	四、九九三、〇〇〇 円
境港市	五、一三四、八〇〇 円
岩美郡	四、七六二、四〇〇 円
八頭郡	五、〇四五、四〇〇 円
気高郡	四、六五六、〇〇〇 円
東伯郡	五、〇二八、〇〇〇 円
西伯郡	五、〇五四、五〇〇 円
日野郡	四、六四一、六〇〇 円

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県知事選挙及びこれと同時に執行する鳥取県議会議員一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、次のとおり定める。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 投票の順序

- 1 鳥取県知事選挙の投票
- 2 鳥取県議会議員一般選挙の投票

二 開票の順序

- 1 鳥取県知事選挙の開票
- 2 鳥取県議会議員一般選挙の開票

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

平成十一年四月一日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、六八一
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六一、三五〇
- 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三七、六三二
- 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三五、八五一
- 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、一六八
- 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、九一八
- 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九二七
- 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、七九九
- 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇七二
- 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一八、一二〇
- 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、九〇九
- 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五、九五六

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときをくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 高 田 富 夫

- 一 場所 鳥取市上魚町三九 鳥取市役所第二庁舎
- 二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときをくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 松 本 純

- 一 場所 米子市加茂町一丁目一 米子市役所
- 二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときをくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 八 田 博 正

- 一 場所 倉吉市葵町七二二 倉吉市役所
- 二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときをくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 岡 崎 好 孝

一 場所 境港市上道町三四二六 境港市役所

二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 中 村 碩 男

一 場所 鳥取市西町一丁目四〇一 鳥取県庁西町分庁舎

二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条に

において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 細 川 哲

一 場所 鳥取市西町一丁目四〇一 鳥取県庁西町分庁舎

二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長 上 嶋 修 一

一 場所 鳥取市西町一丁目四〇一 鳥取県庁西町分庁舎

二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつ

た選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 田 賀 紀 之

- 一 場所 倉吉市東巖城町二 鳥取県中部総合事務所
- 二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 森 田 哲 彦

- 一 場所 米子市糺町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所
- 二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示第一号

平成十一年四月十一日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長 須 山 修 次

- 一 場所 米子市糺町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所
- 二 日時 平成十一年四月八日 午後五時十分